

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定の一部改正

総務学事課

- 包括外部監査契約の締結

行政改革推進室

- 第十二次鳥獣保護管理事業計画の公表

自然環境課

- ツキノワグマ保護計画の公表

〃

- ニホンジカ及びイノシシの管理計画の公表

〃

- ツキノワグマの捕獲等の禁止

〃

- ニホンジカ及びイノシシの狩猟期間の延長

〃

- ニホンジカの捕獲等の数の制限の解除

〃

- ニホンジカ及びイノシシの禁止猟法の一部解除

〃

- 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

### 【公告】

- 平成三十年度岡山県農林水産総合センター農業大学の学生募集

農政企画課

- 建設業の営業の停止命令

監理課

- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百三十七号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができ  
る個人情報 の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中

非常勤職員（韓国交流 推進員）採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	県民生活部国 際課
------------------------	----------	-----------------	--------------

を

岡山県任期付職員（徴 税短時間勤務職員）選 考採用試験	第一次試験及び第二次試 験の得点及び順位	合格発表の日 から一月間	総務部税務課
非常勤職員（岡山移住 推進員（ハレクニぐら シコンシェルジュ） 採用試験	得点及び順位	合格発表の日 から一月間	県民生活部中 山間・地域振 興課
非常勤職員（韓国交流 推進員）採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	県民生活部国 際課

に、

非常勤職員（地域づく り推進スタッフ）採用 試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	各県民局地域 政策部
--------------------------------	----------	-----------------	---------------

を

非常勤職員（地域づくり推進スタッフ）採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	各県民局地域政策部
非常勤職員（おかやま元気！集落支援員）採用試験	一次審査及び二次審査の総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	各県民局地域政策部

に、

クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	保健福祉部生 活衛生課
-----------	-------------	-----------------	----------------

を

クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	保健福祉部生 活衛生課
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	保健福祉部生 活衛生課

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十九年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 青木 靖英

住所 岡山県岡山市北区栢谷一〇〇五番地一

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）  
第四条第一項の規定により、次のとおり第十二次鳥獣保護管理事業計画を決定した。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 計画の名称

第十二次鳥獣保護管理事業計画

二 計画の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 縦覧場所

- 1 岡山県環境文化部自然環境課及び農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
- 2 各県民局農林水産事業部森林企画課及び地域事務所地域森林課

◎岡山県告示第二百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）  
第七条第一項の規定により、次のとおりツキノワグマ保護計画を決定した。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 計画の名称

ツキノワグマ保護計画

二 計画の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 縦覧場所

- 1 岡山県環境文化部自然環境課及び農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
- 2 各県民局農林水産事業部森林企画課及び地域事務所地域森林課

◎岡山県告示第二百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）  
第七条の二第一項の規定により、次のとおりニホンジカ及びイノシシの管理計画を決定  
した。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 計画の名称

- 1 ニホンジカ管理計画
- 2 イノシシ管理計画

二 計画の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 縦覧場所

- 1 岡山県環境文化部自然環境課及び農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
- 2 各県民局農林水産事業部森林企画課及び地域事務所地域森林課

◎岡山県告示第二百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第十二条第二項の規定により、次のとおり狩猟によるツキノワグマの捕獲等を禁止する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 捕獲等を禁止する区域

県内全域（島嶼部を除く。）

二 捕獲等を禁止する期間

ツキノワグマ保護計画の期間（平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで）内において、毎年十一月十五日から十二月十四日までを除いた期間



◎岡山県告示第二百四十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおりニホンジカ及びイノシシの狩猟期間を延長する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 狩猟期間を延長する区域  
県内全域

二 延長する狩猟期間

ニホンジカ管理計画及びイノシシ管理計画の期間（平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで）内において、毎年二月十六日から三月十五日まで

◎岡山県告示第二百四十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、次のとおりニホンジカの捕獲等の数の制限を解除する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除する捕獲等の数の制限

ニホンジカの捕獲等の数の制限

二 捕獲等の数の制限を解除する区域

県内全域

三 捕獲等の数の制限を解除する期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百四十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、次のとおりニホンジカ及びイノシシの禁止猟法の一部を解除する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 禁止猟法の一部を解除することにより使用可能となる猟法  
輪の直径が十五センチメートルまでのくくりわな

二 禁止猟法の一部を解除する区域

県内全域

三 禁止猟法の一部を解除する期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

吉備高原総合福祉センター 介護老人保健施設 つつじ苑

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町吉川七五三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人ももたろう会

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町吉川七五三一

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三五三九八〇〇〇〇

五 サービスの種類

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

〔一一七〕平成三十年度の岡山県農林水産総合センター農業大学校（以下「農業大学校」という。）の学生を次のとおり募集する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 募集課程及び募集人員

園芸課程（果樹コース・野菜コース・花きコース）及び畜産課程（和牛コース）の両課程で三十五名

推薦入学人員は、二十名程度とし、各コース十名以内を原則とする。

二 受験資格

1 推薦入学・一般入学共通

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成三十年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む、平成三十年三月修了見込みの者を含む。）
- (2) 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

2 推薦入学

次の要件を全て満たす者

- (1) 県内での就農意欲が高く、本県農業の担い手となる意思が強い者
- (2) 学業成績が優秀で、先進的農業を実践するにふさわしい者
- (3) 農業大学校を専願する者

3 一般入学（前期・後期）

県内で農業を実践するにふさわしい者

三 入学志願手続

1 推薦入学

(1) 受付期間 平成二十九年八月二十三日（水曜日）から同年九月六日（水曜日）まで。なお、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(2) 提出書類

ア 入学願書（所定の用紙）

イ 履歴書（所定の用紙）

ウ 最終学校の調査書（当該学校長が作成したもの）

エ 身体検査書（所定の用紙。平成三十年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については、不要）

オ 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

カ 写真 二枚（うち一枚をイの履歴書に貼り付けること。）（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）

キ 推薦書（所定の用紙）

(ア) 高等学校又は中等教育学校の在校生については、その在籍する学校の校長の推薦書

(イ) その他の者については、次のいずれかに掲げる者の推薦書

a 出身の高等学校又は中等教育学校の校長

b 出身地（両親又は本人の現住所）又は就農予定地を所轄する市町村長、農業協同組合長又は農業普及指導センター所長

ク 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きし、及び三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）

(3) 提出先

農業大学校

（〒七〇一―二二二三 赤磐市東窪田一五七）

2 一般入学前期

(1) 受付期間 平成二十九年十月十一日（水曜日）から同月二十五日（水曜日）まで。なお、郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(2) 提出書類

ア 入学願書（所定の用紙）  
イ 履歴書（所定の用紙）

ウ 最終学校の調査書（当該学校長が作成したもの）

エ 身体検査書（所定の用紙。平成三十年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については不要）

オ 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

カ 写真 二枚（うち一枚をイの履歴書に貼り付けること。）（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）

キ 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きし、及び三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）

(3) 提出先 1(3)に同じ。

3 一般入学後期

(1) 受付期間 平成三十年一月四日（木曜日）から同月十七日（水曜日）まで。なお、郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(2) 提出書類 2(2)に同じ。

(3) 提出先 1(3)に同じ。

(4) 推薦入学試験及び一般入学前期試験の合格状況によっては実施しないことがある。

四 入学試験

1 推薦入学

(1) 試験期日

平成二十九年九月二十三日（土曜日）午前十時から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物基礎又は農業と環境の中から一科目（いずれも各科目

2 一般入学前期

共通した基礎的な学力を問う計算問題を含む。

(1) 試験期日

平成二十九年十一月八日（水曜日）午前九時三十分から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 国語総合（現代文のみ）及び小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物基礎又は農業と環境の中から一科目（いずれも各科目

共通した基礎的な学力を問う計算問題を含む。）

3 一般入学後期

(1) 試験期日

平成三十年一月三十一日（水曜日）午前九時三十分から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 国語総合（現代文のみ）及び小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物基礎又は農業と環境の中から一科目（いずれも各科目

共通した基礎的な学力を問う計算問題を含む。）

(5) 推薦入学試験及び一般入学前期試験の合格状況によっては実施しないことがある。

五 合格発表

1 推薦入学

平成二十九年十月六日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）



2 一般入学前期

平成二十九年十一月十七日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

3 一般入学後期

平成三十年二月九日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

六 その他

1 修業年限 二年

2 入学志願手続その他についての問い合わせ先  
農業大学校

電話（〇八六）九五五―〇五五〇

〔二一八〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十九年三月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社サンライズ

所在地 倉敷市林二〇七五―一

代表者の氏名 三宅 久也

許可番号 岡山県知事許可（般―二五）第二〇〇九四号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

（注一）「土木工事業に係る営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 期間

平成二十九年四月十一日から同月十七日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社サンライズは、倉敷市発注の片島町地内下水道管理設工事（その二七―八）において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図の作成を行った。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

〔二一九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業

二 都市計画の決定年月日

平成二十九年三月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

〔一二〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画高度利用地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画高度利用地区

二 都市計画の変更年月日

平成二十九年三月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市計画課において縦覧に供する。